

長野県警察本部長 告示第 47 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年5月18日

長野県警察本部長



記

聴聞の期日 令和8年6月3日 午前9時30分

聴聞の場所 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116
中南信運転免許センター

長野県警察本部長 告示第 48 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年5月18日

長野県警察本部長



記

聴聞の期日 令和8年6月3日 午前9時30分

聴聞の場所 長野市川中島町原704-2
北信運転免許センター